

原告4人証拠調べ決定

東京大空襲訴訟高裁第2回口頭弁論

第2次世界大戦中の

東京への空襲で被害に

あった被害者と遺族1

14人が、日本政府に

謝罪と補償を求めている

東京大空襲訴訟控訴

審の第2回口頭弁論が

12日、東京高裁（東京

都千代田区）で開かれ

ました。

鈴木健太裁判長ら

は、同訴訟原告団・弁

護団が求めている原告

4人の証拠調べを決定

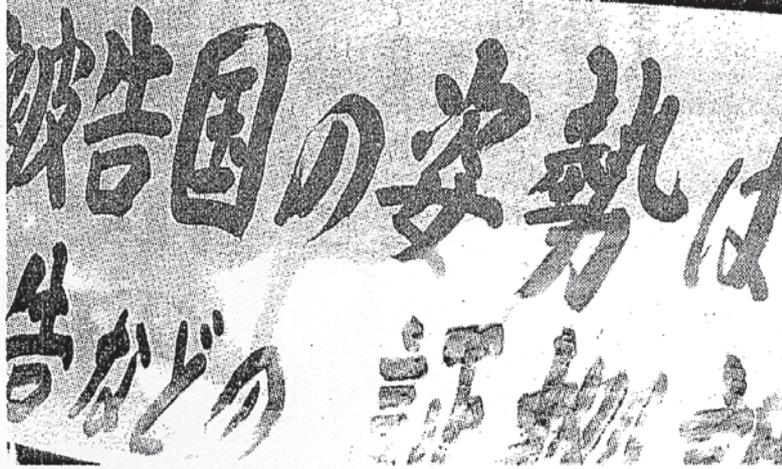
しました。

しかし、荒井信一茨

城大学・駿河台大学名

誉教授、逸見勝亮北海
道大学副学長、民間人

戦争被害者の救済立法
制定を国会へ働きかけ



東京高裁前で宣伝する原告ら＝12日、東京都千代田区

続けてきた杉山千佐子さんの3人の証人の証拠決定は保留しました。

原田敬三弁護士は、杉山さんの働きかけによって「戦時災害援護法案」が16年半にわた

って国会に提出されたことと、昨年発足した全国空襲被害者連絡協議会が、空襲被害者の救済と補償を求める法案を発表したことをのべ、日本を真の平和国家にするためにも高裁が公正な審理をすすめることを求めました。

中山武敏弁護士は、民間人への無差別の爆撃を行った東京大空襲が国際人権法や国際人道法に違反することを指摘。軍人・軍属と差別され、何ら補償がなく放置、切り捨てられてきた民間人空襲被害者の早期救済のため、高裁判決で救済立法制定をするよう求めることを求めました。